

診療所病床（設置・増床・変更・減床）届出書の記載要領

事案	医療法第7条第3項の許可を受けずに診療所が病床を設置・増床・変更・減床した場合		
根拠法令	医療法施行規則第1条の14第7項及び同法施行令第3条の3並びに第4条第2項		
提出期限	事実発生後10日以内	様式	4-3
添付書類	1. 病床の設置又は増床の場合は、事前協議通知書の写 2. 診療所構造設備使用許可書の写 3. 新旧の建物平面図 ※医療安全管理指針など医療安全対策の規程の写（医療法施行規則第1条の11）		
提出部数	1部		
手数料	なし		

様式の記入要領	
「開設者」欄	1. 法人の場合は、法人の名称及び代表者の職・氏名を記載する。医師個人の場合は、開設者医師個人の住所地（住民票のある住所地。）を記載する。 2. 「印」は、法人の場合は法務局へ届け出た法人印を使用する。個人の場合は認印でも可。
1 設置事由	1. 該当する事項欄の□にレを記載する。 2. 病床の設置又は増床の場合は、事前協議通知書の日付及び文書番号を記載する。
2 診療所の名称	開設届、開設許可又は変更届されている名称を記載する。
3 開設の場所	1. 住居表示法が実施されている地域は、これによる。「○丁○番○号」、「○番○号」と省略せずに記載する。 2. 住居表示法が未実施の場合、地番で記載する。 3. ビル内での開設の場合は、ビルの名称と階数まで記載する。「○×ビル○階」
4 使用許可年月日・指令番号	使用許可年月日及び指令番号を記載する。
5 設置・増床・変更・減床日	病床を設置した日等、事実発生日を記載する。
6 病床数	(病室名) 1. それぞれの病室名を記載する。また平面図と同一の室名を記載し、様式と一致させる。 (病床数) 2. 1病室あたりの病床数を記載する。 3. 療養病床は1室あたり4床以下とすること。 ※医療法施行規則附則第4条に経過措置あり。 (平成13年1月31日厚生労働省令第8号)

添付書類	
建物平面図	1. 診療所部分が明確にわかるよう、赤線で囲む。 2. 寸法、面積及び各室名を記載する。 3. 洗面台及びカーテンレール等の固定物を記載する。 4. 診療所面積を記載する。 5. 診療所が2階以上にわたる場合、各階の平面図を添付する。